

(案)

## 第5次一関市

# 行政改革大綱・集中改革プラン

パブリックコメント受付期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月7日（水）まで

令和8年●月

一 関 市

# 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| <b>1 行政改革大綱</b>       |    |
| (1) 策定の目的             | 1  |
| (2) 目指す方向             | 1  |
| (3) 基本方針              | 2  |
| (4) 基本方針に基づく取組        | 3  |
| (5) 取組の期間             | 3  |
| <b>2 集中改革プラン</b>      |    |
| (1) 事務事業の見直し、D Xの推進   | 4  |
| (2) 財政運営の健全化          | 7  |
| (3) 公共施設マネジメントの推進     | 10 |
| (4) 人材育成と組織の最適化       | 12 |
| (参考) 改革実施項目別の項目数      | 13 |
| <b>3 行政改革の推進体制</b>    |    |
| (1) 推進体制              | 14 |
| (2) 推進体制図             | 15 |
| <b>4 行政改革による財政効果額</b> |    |
| 本プランの取組によって見込まれる財政効果額 | 16 |
| <b>参考資料</b>           |    |
| SDG sにおける 17 のゴール     | 17 |

# 1 行政改革大綱

## (1) 策定の目的

これまで本市では、限られた財源や人材の中にあっても、魅力あるまちづくりや地域の活性化を推進するため、平成18年度から5年ごとに、行政改革大綱及び集中改革プランを定め、行政改革に取り組んできました。

また、市民、各種団体、企業、行政それぞれの適切な役割分担のもと、様々な分野での協働を推進してきたところです。

### 【(参考) これまでの取組】

- ・平成18年度 ～ 平成22年度 行政改革大綱及び集中改革プラン
- ・平成23年度 ～ 平成27年度 第2次行政改革大綱及び集中改革プラン
- ・平成28年度 ～ 令和2年度 第3次行政改革大綱及び集中改革プラン
- ・令和3年度 ～ 令和7年度 第4次行政改革大綱・集中改革プラン

今後も、人口減少や少子高齢化の進行、多様化する市民ニーズに対応していくためには、市民が必要とする行政サービスを的確に把握しながら、効果的・効率的な行政運営を行うことが必要です。

本市では、令和8年度から新たな総合計画に基づくまちづくりがはじまります。

総合計画に掲げたまちづくりの将来像「ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき」の実現に向け、前期基本計画に基づく取組を着実に推進するためには、更なる行財政改革を推進し、人口減少なども踏まえた健全な財政運営を行うことが必要です。

このため、第5次行政改革大綱・集中改革プランを策定し、引き続き行政改革に取り組みます。

## (2) 目指す方向

人口減少が進む中、多様化する市民ニーズに対応するため、利便性の高い行政サービスを持続的に提供するとともに、健全な財政運営を行う

多様化する市民ニーズに対応するため、利便性の高い行政サービスを持続的に提供することを目的とし、柔軟な発想で行財政改革に取り組めます。

また、人口減少が進む中にあっても、市民が必要とする行政サービスを提供するために、健全な財政運営に引き続き取り組めます。

【(参考) これまでの目指す方向】

- ・第2次行政改革大綱及び集中改革プラン  
「市民起点に立った質の高い市民サービスの提供」
- ・第3次行政改革大綱及び集中改革プラン  
「質の高い行政サービスを持続的に提供するための市民との協働による行政運営」
- ・第4次行政改革大綱・集中改革プラン  
「市民との協働や民間活力の活用により、質の高い行政サービスを持続的に提供」

(3) 基本方針

目指す方向の実現には、協働のまちづくりを前提に、行財政改革を更に進める必要があることから、次の4つを基本方針として行政改革に取り組みます。

なお、基本方針や集中改革プランに記載していないものにあっても、多様な視点で検討しながら、行政改革に取り組むこととします。

- ① 事務事業の見直し、DXの推進
- ② 財政運営の健全化
- ③ 公共施設マネジメントの推進
- ④ 人材育成と組織の最適化

① 事務事業の見直し、DXの推進

- 事務事業の効果的・効率的な取組の推進・見直しのため、民間事業者の知識や技術、資源の活用を検討します。
- デジタル技術を活用した行政サービスの充実を推進します。

② 財政運営の健全化

- 市税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進します。  
また、補助金や負担金は、その目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。
- 地方公営企業については、中・長期的な視点に立った健全な運営を目指すとともに、定期的に料金などの水準の検証を行い、負担の公平化と適切な財源確保に努めます。
- 第三セクターについては、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行います。
- 行政情報の公表により、市民との情報共有を行います。

### ③ 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設については、将来にわたり施設を利用した行政サービスを安全かつ持続的に提供するため、公共施設等総合管理計画 第1期中期計画（※1）等に基づく見直しを行います。

### ④ 人材育成と組織の最適化

- 多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、次代を担う職員の育成、生産性の高い効率的な業務の推進体制の構築に努めます。

※1 公共施設等総合管理計画 第1期中期計画：行政財産の建物系施設の延床面積を概ね1割縮減することを目標に掲げ、3つの取組「施設保有の見直し」、「計画的な施設保全」、「新しく造ることから賢く使うことへ」に基づき、施設保有の最適化に取り組む計画。計画期間は、平成30年度から令和8年度までの9年間

## (4) 基本方針に基づく取組

- ① 具体的な取組については、「2 集中改革プラン」で改革実施項目を定めます。
- ② PDCAサイクル【計画(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)】の手法により、継続的に取組の改善を図ります。
- ③ 改革実施項目は、市民目線でわかりやすい項目であるとともに、目標や実施時期を明確にするよう努めます。
- ④ SDGsを推進するため、基本方針ごとに17のゴール（17ページ参照）の中から該当する取組を表示します。

## (5) 取組の期間

- ① 総合計画前期基本計画と連動した取組のため、令和8年度から12年度までの5年間とします。
- ② 急速な社会情勢の変化に対応する必要がある場合は、集中改革プランの改革実施項目を見直すこととします。

## 2 集中改革プラン

※ SDGsにおける17のゴールのうち、  
該当するものを掲載予定

### (1) 事務事業の見直し、DXの推進

- 事務事業の効果的・効率的な取組の推進・見直しのため、民間事業者の知識や技術、資源の活用を検討します。
- デジタル技術を活用した行政サービスの充実を推進します。

| 改革実施項目 |                                 | 内容   | 実施時期   | 所管課                   |
|--------|---------------------------------|--|--------|-----------------------|
| 1      | 施策の評価<br>(継続)                   | <p>総合計画前期基本計画などで定めた3階層の指標について進捗状況を評価するとともに、総合計画審議会などに報告し意見を求める。</p> <p><b>【目標】</b><br/>指標の進捗状況を評価し、総合計画審議会などで報告し意見を求め、次年度の施策に反映する。</p>                       | 毎年度    | 政策企画課<br>各課           |
| 2      | 事務事業の見直し<br>(継続)                | <p>効率的な取組を推進するとともに、市民ニーズや費用対効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討する。</p> <p><b>【目標】</b><br/>① 財政課は、当初予算要求にあたり、一般財源の削減目標額を設定する。<br/>② 各課は、市民ニーズの把握や費用対効果を検証し、予算要求を行う。</p> | 毎年度    | 財政課<br>各部             |
| 3      | 公用車の縮減<br>(継続)                  | <p>稼働率の低い公用車の縮減を図る。</p> <p><b>【目標】</b><br/>台数の縮減を図るとともに、効率的な運用を進める。</p>  | 毎年度    | 財政課<br>各所管課           |
| 4      | デマンド型乗合タクシー運行事業費補助金の見直し<br>(継続) | <p>地域ごとに異なる補助金の算定方式を統一する。</p> <p><b>【目標】</b><br/>全地域の補助金の算定方式を統一する。</p>  | ～令和9年度 | まちづくり推進課<br>各支所地域振興課  |
| 5      | 市営バス路線の再編<br>(継続)               | <p>大東地域で運行している市営バスについて、1便当たりの平均乗車人数が0.5人未満の便の運行内容を見直し、効率化を図る。また、デマンド型乗合タクシーの導入についても検討する。</p> <p><b>【目標】</b><br/>大東地域で運行している市営バスの運行を効率化し、利便性向上と経費削減を図る。</p>   | ～令和9年度 | まちづくり推進課<br>大東支所地域振興課 |

| 改革実施項目 |                        | 内容  | 実施時期    | 所管課              |
|--------|------------------------|---|---------|------------------|
| 6      | 市役所出張所の見直し<br>(継続)     | 大東地域の4出張所(摺沢、興田、猿沢、渋民)について、令和5年度から実施した開所日・開所時間短縮による影響の検証及びサービスの維持を検討しながら、存廃を決定し実行する。<br><br>【目標】<br>大東地域の4出張所について、存廃を決定し実行する。 | ～令和9年度  | 市民課<br>大東支所市民福祉課 |
| 7      | 電子申請の拡充<br>(継続)        | 住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、デジタル技術等を活用し、電子申請の拡充を行う。<br><br>【目標】<br>電子申請が可能な手続を増やす。  | 毎年度     | 政策企画課<br>各所管課    |
| 8      | 公共施設に係る使用料の見直し<br>(継続) | 将来にわたり施設を利用した行政サービスを安全かつ持続的に提供するため、受益者負担の公平性などを踏まえた、使用料のあり方を検討する。<br><br>【目標】<br>使用料の現状を確認し、あり方の方向性を見出す。                      | ～令和12年度 | 財政課              |
| 9      | アウトソーシングの推進<br>(新規)    | 委託可能な業務を委託することにより生み出された時間を活用することで、行政サービスの維持・向上を図る。<br><br>【目標】<br>各種業務のアウトソーシングを推進する。   | 毎年度     | 財政課<br>各所管課      |
| 10     | 会計事務の見直し<br>(新規)       | 業務効率化のために、会計事務の簡素化を図る。<br><br>【目標】<br>財務規則に規定する契約書類の取扱いなどを見直し、業務の効率化を図る。  | ～令和10年度 | 会計課<br>財政課       |
| 11     | 支払事務の電子決裁の拡充<br>(新規)   | 支払事務における電子決裁処理の拡充により効率化を図る。<br><br>【目標】<br>電子決裁が可能な伝票処理を増やす。  | ～令和10年度 | 会計課<br>財政課       |

| 改革実施項目 |                       | 内容   | 実施時期  | 所管課  |
|--------|-----------------------|--|-------|--|
| 12     | アナログ規制の点検・見直し<br>(新規) | <p>行政サービスの向上、業務の効率化を図るため、書面・対面などのアナログ的な手法を規定している条例などの点検を行い、見直しを行う。</p> <p><b>【目標】</b><br/>アナログ的な手法を規定している条例などについて、代替の手法も含め、見直しを検討する。</p>   | 毎年度   | 政策企画課<br>総務課<br>財政課<br>各所管課  |
| 13     | 開庁時間の見直し<br>(新規)      | <p>窓口対応以外の業務や職員間の情報共有の時間の確保により、多様化する市民ニーズに対応する体制の確保、また、職員の働き方改革の観点から、市役所等の開庁時間の見直しの方向性を見出す。</p> <p><b>【目標】</b><br/>市役所本庁・各支所・一関保健センターの窓口の開庁時間見直しについて方向性を見出す。</p>   | 令和8年度 | 市民課<br>国保年金課<br>資産税課<br>市民税課<br>収納課<br>生活環境課<br>福祉課<br>長寿社会課<br>経営総務課<br>こども家庭課<br>児童保育課<br>職員課<br>各支所市民福祉課<br>財政課 |
| 14     | 入札制度等の見直し・改善<br>(新規)  | <p>「一関市入札制度等見直し、改善の取組(R7.1.8 一関市入札制度等改革本部決定)」の着実な実施と、的確かつ適正な入札制度の見直しを検討する。</p> <p><b>【目標】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電子契約の導入など入札・契約事務のデジタル化に向けた検討をする。</li> <li>② 入札参加資格や等級別区分の見直しについて検討をする。</li> <li>③ 公正かつ公平さを保ちつつ、地域経済への影響の視点も踏まえた入札制度、入札方式を検討する。</li> </ol> | 毎年度   | 総務課  |

※ SDG sにおける17のゴールのうち、  
該当するものを掲載予定

## (2) 財政運営の健全化

- 市税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進します。
- また、補助金や負担金は、その目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。
- 地方公営企業については、中・長期的な視点に立った健全な運営を目指すとともに、定期的に料金などの水準の検証を行い、負担の公平化と適切な財源確保に努めます。
- 第三セクターについては、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行います。
- 行政情報の公表により、市民との情報共有を行います。

| 改革実施項目                    | 内容   | 実施時期 | 所管課            |
|---------------------------|--|------|----------------|
| 1<br>行政情報の公表<br>(継続)      | <p>行政情報を市民と共有することで、市政に対する関心を持ってもらい、自ら課題解決の担い手となるよう、わかりやすく的確な情報発信を行う。</p> <p><b>【目標】</b><br/>次の行政情報の公表を行う。</p> <p>① 職員給与<br/>② 財政状況<br/>③ 補助金及び負担金の一覧<br/>④ 公の施設一覧、指定管理者制度導入施設一覧及び評価結果<br/>⑤ 第三セクターの経営状況<br/>⑥ 集中改革プランの実施状況</p> | 毎年度  | ①職員課<br>②～⑥財政課 |
| 2<br>企業版ふるさと納税の活用<br>(継続) | <p>SDG sの推進など寄附企業から共感を得られる事業を検討・選定し、寄附の募集を行う。</p> <p><b>【目標】</b><br/>市の「まち・ひと・しごと創生推進事業」に対し、企業から寄附を募り、事業の財源として活用する。</p>  | 毎年度  | 政策企画課<br>各所管課  |
| 3<br>広告掲載事業の実施<br>(継続)    | <p>自主財源の確保、質の高い行政サービスの提供と地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用する。</p> <p><b>【目標】</b><br/>広告媒体の活用について周知を行い、自主財源の確保を図る。</p>   | 毎年度  | 財政課<br>各所管課    |

| 改革実施項目 |                           | 内容  | 実施時期    | 所管課             |
|--------|---------------------------|---|---------|-----------------|
| 4      | 市有財産の売却等<br>(継続)          | 市有財産について、地域活性化、財産収入の確保を図るため、遊休資産の売却や貸付を行う。<br><br>【目標】<br>遊休資産の売却や貸付を進める。   | 毎年度     | 財政課<br>各所管課     |
| 5      | 収納率の向上と滞納防止対策の実施<br>(継続)  | 市税等収納対策委員会において、市税や税外収入の収納率の向上と滞納防止対策に取り組むとともに、全庁的に適正な債権管理を推進する。<br>徴収困難な事案については、法令の規定に基づく処分や回収を行い、債権管理条例などに基づき適正に対応する。<br>また、関係各部署が緊密に連携し、滞納整理に関する情報を共有することで、滞納繰越額の圧縮を図る。<br><br>【目標】<br>① 市の債権の収納率の向上<br>・ 現年度の収納率は、95%以上の水準を維持する。<br>・ 滞納繰越額について、令和7年度と比較して、0.5%以上圧縮する。<br>② 納付環境の整備<br>・ 納付者の利便性向上のため、e1-QRコード対応の債権を2つ以上増やす。 | ～令和12年度 | 収納課<br>各支所市民福祉課 |
| 6      | 補助金や負担金の見直し<br>(継続)       | 目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討する。<br><br>【目標】<br>① 財政課は、当初予算要求にあたり、目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証する資料を管理し、取りまとめる。<br>② 各部は、目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、予算要求を行う。  | 毎年度     | 財政課<br>各部       |
| 7      | 水道料金の収納率の向上<br>(継続)       | 水道料金徴収等業務受託者と連携し、市税等収納対策委員会における収納向上対策（文書催告、給水停止等）に基づき、計画的かつ着実に取り組むことで収納率の向上を図る。<br><br>【目標】<br>市税等収納対策委員会における徴収計画書に掲げる目標収納率を達成する。   | 毎年度     | 経営総務課           |
| 8      | 下水道事業における経費回収率の向上<br>(継続) | 経費回収率の向上を目指し、下水道施設の維持管理費用の節減に取り組む。<br><br>【目標】<br>下水道の維持管理費の節減により、経費回収率の前年度比での向上を図る。  | 毎年度     | 経営総務課           |

| 改革実施項目 |                                     | 内容   | 実施時期    | 所管課                            |
|--------|-------------------------------------|--|---------|--------------------------------|
| 9      | 汚水処理施設の<br>有収率の向上<br>(継続)           | <p>下水道管やマンホールの継ぎ目などから侵入する、地下水や雨水(不明水)を減少させることにより、有収率の向上を図る。</p> <p><b>【目標】</b><br/>不明水を減少させることにより、有収率の前年度比での向上に取り組む。</p>   | ～令和12年度 | 下水道課<br>東部上下水道課                |
| 10     | 第三セクターの<br>見直し(観光分野)<br>(継続)        | <p>事業内容や経営状況を常に把握するとともに、継続的な指導・監督を行い、経営の健全化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花泉観光開発 株式会社</li> <li>・ 室根総合開発 株式会社</li> </ul> <p><b>【目標】</b><br/>次の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業内容及び経営状況の把握、監査、評価</li> <li>② 事業内容及び経営状況の情報公開</li> <li>③ 経営責任の明確化と徹底した効率化</li> <li>④ 経営状況に応じた公的支援(財政支援)の見直し</li> </ol>  | 毎年度     | 観光物産課<br>支所産業建設課<br>(花泉・大東・室根) |
| 11     | 第三セクターの<br>事業成果等の検証(産業振興分野)<br>(継続) | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業内容(研究開発事業、ものづくり人材育成事業及び地域連携事業の重点3事業)を把握し事業の適切な実施がなされているか検証する。</li> <li>② 運営費や補助金の支出などの経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行い、経営の健全化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益財団法人岩手県南技術研究センター</li> </ul> </li> </ol> <p><b>【目標】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 次の実施状況(内容、実績数)を検証する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術相談件数及び試験分析機器の利用件数</li> <li>・ 技術講習会及び子どものための科学体験講座の受講者数</li> <li>・ 企業情報交換会及び地域企業情報ガイダンスの参加企業数</li> </ul> </li> <li>② 資本金の増資・減資の状況などを確認するとともに、事業に必要な運転資金が確保されているか検証する。</li> </ol> | 毎年度     | 工業振興課                          |

※ SDGsにおける17のゴールのうち、  
該当するものを掲載予定

### (3) 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設については、将来にわたり施設を利用した行政サービスを安全かつ持続的に提供するため、公共施設等総合管理計画 第1期中期計画等に基づく見直しを行います。

| 改革実施項目                         | 内容   | 実施時期   | 所管課  |
|--------------------------------|--|--------|--|
| 1<br>公共施設等総合管理計画の推進<br>(継続)    | <p>計画に基づき施設保有の見直しを行う。<br/>保有を維持する施設については、令和5年度に作成した保全工事予定表(個別施設計画)により計画的な改修を行い、安全性の確保を行う。なお、個別施設計画は毎年度更新を行う。</p> <p><b>【目標】</b><br/>令和28年度までに、行政財産の建物系施設の延床面積を、概ね3割縮減する。<br/>※ 平成27年4月1日現在の延床面積との比較。概ね3割は約216,000㎡。<br/>※ 令和6年4月1日現在の縮減面積は、約20,187㎡。</p> | 毎年度    | 財政課<br>各所管課  |
| 2<br>自治集会所として使用する施設の譲渡<br>(継続) | <p>利用の形態が専ら当該地域の限られた少数の自治会エリアの利用となっている施設については、普通財産も含めて、他地域との負担の公平性から、地元自治会への譲渡を推進する。</p> <p><b>【目標】</b><br/>順次、譲渡を進める。</p>   | 毎年度    | まちづくり推進課<br>農政推進課<br>支所地域振興課<br>(大東・千厩・東山・室根・藤沢)<br>支所産業建設課<br>(東山・川崎) |
| 3<br>閉校した学校施設の活用<br>(継続)       | <p>閉校学校施設について、①行政目的の活用、②地域団体による活用、③民間活力による活用の順で検討を進める。</p> <p><b>【目標】</b><br/>①「行政目的の活用」のための検討、②「地域団体による活用」のための協議、③「民間による活用」のための募集などの働きかけについて、それぞれの施設のおかれた状況などに留意しながら、活用の方向性を見出す。</p>  | 毎年度    | 関係課<br>(財政課)   |
| 4<br>保健センターのあり方の検討<br>(継続)     | <p>各保健センターの機能と施設のあり方について検討する。</p> <p><b>【目標】</b><br/>各保健センターの機能と施設のあり方を整理し、条例改正等を行う。</p>   | ～令和9年度 | 健康づくり課<br>各支所市民福祉課   |

| 改革実施項目 |                         | 内容   | 実施時期 | 所管課                 |
|--------|-------------------------|--|------|---------------------|
| 5      | 市民センターの<br>管理運営<br>(継続) | <p>地域づくり活動の拠点施設としての機能をより高めるため、第3次一関市協働推進計画に基づき、地域協働体による市民センターの管理運営を推進する。</p> <p><b>【目標】</b><br/>指定管理者制度未導入の市民センターに導入する。制度導入済みの市民センターについては、引続き指定管理者制度を活用する。</p> | 毎年度  | いきがづくり課<br>各支所地域振興課 |

※ SDGsにおける17のゴールのうち、  
該当するものを掲載予定

#### (4) 人材育成と組織の最適化

- 多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、次代を担う職員の育成、生産性の高い効率的な業務の推進体制の構築に努めます。

| 改革実施項目 |                    | 内容   | 実施時期 | 所管課       |
|--------|--------------------|--|------|-----------|
| 1      | 人材の育成<br>(継続)      | 各種研修の充実などにより、職員の能力向上に取り組む。<br><br>【目標】<br>毎年度、研修計画の見直しを行い、職員へ周知する。                         | 毎年度  | 職員課<br>各課 |
| 2      | 業務執行体制の見直し<br>(継続) | 全庁的な組織体制の改編と事業執行の見直しにより、効率的な事務執行体制を構築する。<br><br>【目標】<br>毎年度、見直しを行う。                        | 毎年度  | 職員課<br>各課 |
| 3      | 定員適正化計画の推進<br>(継続) | 質の高い行政サービスを提供するとともに、財政の健全化と効率的な行政運営を図るため、定員適正化計画を推進する。<br><br>【目標】<br>定員適正化計画に基づき、職員を配置する。 | 毎年度  | 職員課       |

(参考) 改革実施項目別の項目数

| 改革実施項目（継続、新規の内訳）   | 項目数 |
|--------------------|-----|
| (1) 事務事業の見直し、DXの推進 | 14  |
| （継続 8、新規 6）        |     |
| (2) 財政運営の健全化       | 11  |
| （継続 11）            |     |
| (3) 公共施設マネジメントの推進  | 5   |
| （継続 5）             |     |
| (4) 人材育成と組織の最適化    | 3   |
| （継続 3）             |     |
| 合計（継続 27、新規 6）     | 33  |

### 3 行政改革の推進体制

#### (1) 推進体制

次の体制により、行政改革を着実に推進します。

##### ① 一関市行財政改革推進審議会

知識経験者など、民間委員15人で構成する審議会です。

市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査及び審議を行います。

また、市が集中改革プランの実施状況などを審議会に報告し、意見を求めます。

##### ② 市民の意見の反映

市民の意見を行政改革に反映するため、必要に応じてパブリックコメントを行います。

##### ③ 市民との情報共有

市民の理解と協力を得ながら行政改革を推進するため、行政改革の取組や集中改革プランの実施状況などを、市広報やホームページで公表します。

##### ④ 一関市行財政改革推進本部

副市長を本部長とし、教育長、各部長、支所長などで構成する組織です。

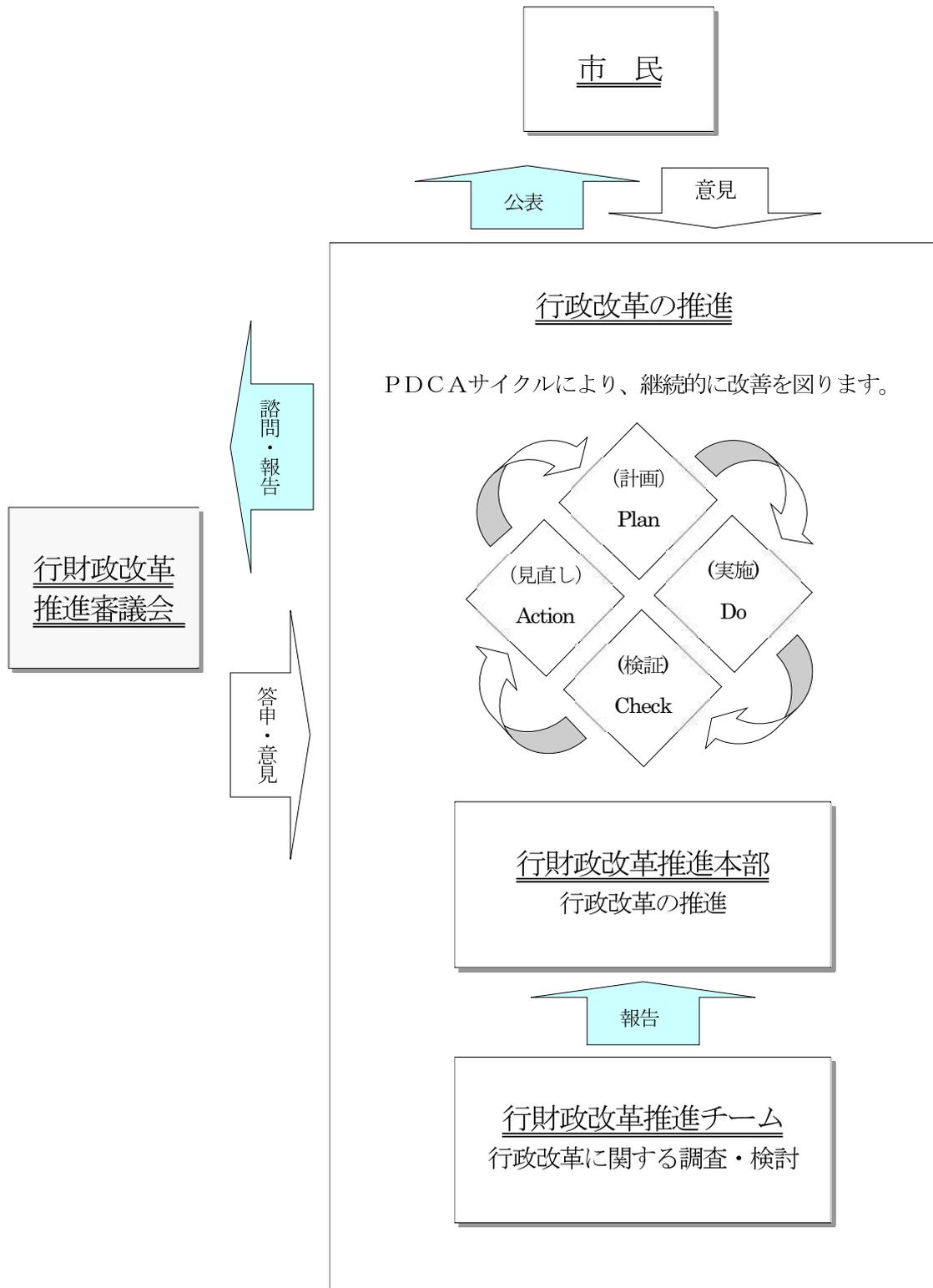
行政改革大綱の策定や実施、行政改革に係る重要事項に関することについて所掌し、全庁体制で行政改革を推進します。

##### ⑤ 一関市行財政改革推進チーム

総務部長を座長とし、課長級職員で構成する組織です。

行政改革に関する調査・検討を行います。

(2) 推進体制図



#### 4 行政改革による財政効果額

本プランの取組によって見込まれる財政効果額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

| 改革実施項目                | 年度別の効果額                       |      |       |       |       | 5か年<br>計 |
|-----------------------|-------------------------------|------|-------|-------|-------|----------|
|                       | R8年度                          | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |          |
| (1) 事務事業の見直し、         | <b>※ 改革実施項目決定後、効果額を算出します。</b> |      |       |       |       |          |
|                       |                               |      |       |       |       |          |
| (2) 財政運営の健全化          |                               |      |       |       |       |          |
|                       |                               |      |       |       |       |          |
| (3) 公共施設マネジメン         |                               |      |       |       |       |          |
|                       |                               |      |       |       |       |          |
| (4) 人材育成と組織の最         | <b>※ 改革実施項目決定後、効果額を算出します。</b> |      |       |       |       |          |
|                       |                               |      |       |       |       |          |
| (5) 人件費の重複分<br>(控除)   |                               |      |       |       |       |          |
|                       |                               |      |       |       |       |          |
| 合 計                   |                               |      |       |       |       |          |
| [(1)+(2)+(3)+(4)-(5)] |                               |      |       |       |       |          |

※ 効果額は、表示単位未満の数を四捨五入しているため、内訳と各計が一致しない場合があります。

※ (5)は、(1)～(4)の効果額のうち、人件費の重複分を減じるものです。



## SDGsにおける 17のゴール



**1 貧困をなくそう**  
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



**2 飢餓をゼロに**  
飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



**3 すべての人に健康と福祉を**  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



**4 質の高い教育をみんなに**  
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



**5 ジェンダー平等を実現しよう**  
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う。



**6 安全な水とトイレを世界中に**  
すべての人々に水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



**7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



**8 働きがいも経済成長も**  
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



**10 人や国の不平等をなくそう**  
各国内及び各国間の不平等を是正する。



**11 住み続けられるまちづくりを**  
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



**12 つくる責任 つかう責任**  
持続可能な生産消費形態を確保する。



**13 気候変動に具体的な対策を**  
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



**14 海の豊かさを守ろう**  
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



**15 陸の豊かさを守ろう**  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



**16 平和と公正をすべての人に**  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



**17 パートナーシップで目標を達成しよう**  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。